

軽自動車税（種別割）の 減免申請について

☎ 税務課 ☎27-0173

身体障害者手帳等の交付を受けている方で、一定の要件に該当する方が所有する軽自動車について、軽自動車税（種別割）を減免することができます。この減免申請は、毎年申請する必要がありますので、令和7年度分軽自動車税（種別割）の減免を希望される方は、必ず4月18日（金）までに必要書類等を揃えて、税務課の窓口へ申請してください。

【必要書類】

1. 減免申請書
2. 身体障害者手帳（または精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳）
3. 運転される方の運転免許証
4. 自動車検査証
5. マイナンバーがわかるもの（納税義務者）

※減免申請の期限を過ぎますと、減免を受けることができません。
※障害の内容などにより減免できない場合があります。
※手帳をお持ちの方1人につき1台のみ減免となります。また、自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることができません。

軽自動車税（種別割） 納税証明書 の送付廃止のお知らせ

☎ 税務課 ☎27-0173

令和7年4月より軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）で二輪の小型自動車（総排気量250cc超の二輪車）の納付状況が確認できるようになります。

これにより車両検査が必要なすべての車両について、車検時に納税証明書の提示が原則不要となります。

そのため、口座振替やスマートフォン決済サービス、地方税お支払いサイト等で納期限までに納付した方への納税証明書の送付は、令和7年度から廃止します。

※納税証明書は引き続き役場税務課窓口にて発行します（無料）。
納付後すぐに車検を受ける場合など納税証明書が必要な方は、納付の事実が確認できる（引き落としが確認できる）通帳、スマートフォン画面等をご提示ください。

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

☎ 産業環境課 ☎ 27-0178

生後91日以上の子犬には、「登録」、「狂犬病の予防注射」が法律で義務付けられています。登録は犬の生涯に1回ですが、注射は毎年1回受けなければなりません。
下記の日程で犬の狂犬病予防注射を実施しますので、お越しください

【料金（1頭あたり）】

新しく犬を飼われた方…6,200円
既に登録済みの方………3,200円

- ◆案内ハガキをお持ちください。
（案内ハガキは、登録済みの犬に対し郵送します。）
- ◆当日、都合の悪い方や、生後90日以内の子犬、体調の悪い犬は、後日お近くの動物病院で登録、注射を受けてください。



日	時	会 場
4月17日(木)	10:30～11:30	下宮地区公民館(旧下宮幼稚園)
	13:00～14:00	エコプラザごうど
4月18日(金)	9:30～10:30	町立図書館
	11:00～12:00	産業会館（商工会）
4月21日(月)	9:30～11:00	神戸ライスセンター